

広島県知事選挙のお知らせ

10月23日(木)告示

11月9日(日)投票・開票の予定です。

安芸高田市での
当日の投票時間は

午前7時から午後6時まで

(ただし吉田第3投票所(印内集会所)は午後5時まで、
美土里第5投票所(智教寺老人集会所)は午後4時まで)

期日前投票は

安芸高田市民文化センター：10月24日(金)～11月8日(土)
(クリスタルアージュ1階)

各支所：11月3日(月)～11月8日(土)

毎日午前8時30分から午後8時まで受け付けます。

- 投票の際は、投票所入場券をご持参ください。入場券は、10月16日頃に発送する予定です。入場券に記載されている投票所と時刻をご確認ください。
- 入場券は、有権者1人に1枚郵送されます。入場券が届かない場合や紛失された場合などは、市役所内の選挙管理委員会へご連絡ください。
- 安芸高田市の選挙人名簿に登録されている人で、県内に転出した人が投票する場合は、いずれかの市区町の住民票担当課で「引き続き広島県の区域内に住所を有する旨の証明書」(交付手数料は無料)の交付を受け提示するか、投票管理者に対し「広島県の区域内に引き続き住所を有している」ことの確認を求め、確認ができれば投票できます。
- 各投票所において投票カードを配布していますので、ご自由にお持ち帰りください。

1 選挙権について

今回の広島県知事選挙で投票ができる人の要件は、次のとおりです。特に最近（およそ3ヵ月前以後）転出（転入）した人はご注意ください。

（１）国籍要件：日本国民であること。

（２）年齢要件：選挙期日に18歳以上に到達していること。

今回の県知事選挙の場合は、「2007年11月10日までに生まれた人」です。

ただし、期日前投票を行う場合は、その投票を行う日に18歳以上に達していなければなりません。選挙当日までには18歳に達するけれど、都合により18歳に達する前に投票をする場合は、安芸高田市役所本庁で「不在者投票」をしてください。

（３）住所要件

① 広島県内の市町の選挙人名簿に登録されていること。

② 名簿登録地から転出した場合、投票までの間引き続いて県内の転出先に住所を有していること。

転出者・転入者の方へ

国の選挙とは異なり、県知事選挙では、県外へ転出すると直ちに選挙権がなくなります。投票所の入場券が届いた後であっても、県外に転出した場合は選挙権を失います。

県内に転出した場合、県内の転出であれば何度転出しても選挙権は失わず投票できますが、一度でも県外へ転出した場合、選挙権を失います。

◎ 安芸高田市から転出した方・する予定の方へ

安芸高田市の選挙人名簿に登録されている人で、県内に転出した人が投票する場合は、いずれかの市区町の住民票担当課で「引き続き広島県の区域内に住所を有する旨の証明書」（交付手数料は無料）の交付を受け投票所へ持参するか、投票管理者に対し「広島県の区域内に引き続き住所を有している」ことの確認を求め、確認ができれば投票できます。

また、不在者投票をする場合も、同様の手続きによって投票用紙等を請求しなければなりませんからご注意ください。

◎ 安芸高田市へ転入した方・する予定の方へ

最近安芸高田市に県内の市区町から転入した人で、まだ安芸高田市の選挙人名簿に登録されていない人は、転出地に選挙権が有る場合がありますので、転出地の選挙管理委員会へご確認ください。（ただし、投票するまでに県外へ転出すると選挙権を失います。）このような転入者が投票する際には、いずれかの市区町の住民票担当課で「引き続き広島県の区域内に住所を有する旨の証明書」（交付手数料は無料）の交付を受け、名簿登録地の投票所へ持参するか、投票管理者に対し「広島県の区域内に引き続き住所を有している」ことの確認を求め、確認ができれば投票できます。

また、不在者投票をする場合も、同様の手続きによって投票用紙等を請求しなければなりませんからご注意ください。

（４）そのほか、法の定めにより選挙権を停止されていないこと。

選挙人名簿に登録されている人であっても、法の定めによって選挙権を停止されている人は、投票できません。

2 投票所と投票所の閉鎖時刻

- 投票所入場券は、10月16日頃に発送する予定です。入場券に記載されている投票所と時刻をご確認ください。投票の際は、入場券をご持参ください。
- 閉鎖時刻は、一部の投票所を除き午後6時までです。

投票区	投票所施設	閉鎖時刻
吉田第1	丹比西コミュニティ集会所	午後6時
吉田第2	吉田生活改善センター	午後6時
吉田第3	印内集会所	午後5時
吉田第4	安芸高田市民文化センター(クリスタルアージュ 2 階)	午後6時
吉田第5	可愛振興センター	午後6時
吉田第6	吉田中学校屋内運動場	午後6時
吉田第7	竹原中央会館	午後6時
吉田第8	郷野地区コミュニティ集会所	午後6時
八千代第1	日韓友好親善刈田地域まちづくりセンター	午後6時
八千代第2	安芸高田市八千代支所	午後6時
八千代第3	下根集会所	午後6時
八千代第4	上根集会所	午後6時
美土里第1	横田地域活動拠点施設 (美土里高齢者コミュニティセンター)	午後6時
美土里第2	安芸高田市美土里支所	午後6時
美土里第3	北地域活動拠点施設(北振興会館)	午後6時
美土里第4	生田集会所	午後6時
美土里第5	智教寺老人集会所	午後4時
高宮第1	エコミュージアム川根	午後6時
高宮第2	下佐コミュニティセンター	午後6時
高宮第3	船木ゆめ広場	午後6時

投票区	投票所施設	閉鎖時刻
高宮第4	安芸高田市高宮支所	午後6時
高宮第5	来原コミュニティセンター(プラタナス)	午後6時
甲田第1	小原中央集会所	午後6時
甲田第2	安芸高田市甲田支所	午後6時
甲田第3	甲田第五分団消防格納庫	午後6時
甲田第4	浅塚集会所	午後6時
甲田第5	甲立地域交流センター(甲田小学校隣)	午後6時
甲田第6	深瀬コミュニティ会館	午後6時
向原第1	安芸高田市向原支所	午後6時
向原第2	向原戸島地区生活改善センター	午後6時
向原第3	ふれあいプラザ長田	午後6時
向原第4	ふれあいプラザ坂	午後6時
向原第5	向原保垣地区生活改善センター	午後6時



贈らない!

求めない!

受け取らない!

ルールを守って明るい選挙

3 期日前投票制度

投票日当日に仕事や用務がある場合、選挙期日の前であっても、投票を行うことができる仕組みです。

なお、投票所入場券に記載のある「宣誓書」に必要事項を記入してお持ちください。

期日前投票を行うことができる者	○ 選挙期日（2025年11月9日）に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方で、期日前投票日において18歳に達した有権者。 （選挙期日までには18歳に達するが、都合により18歳に達する前に投票をする場合は、「不在者投票」をしてください。）										
対象となる投票	名簿登録地の市区町で行う投票（病院などの不在者投票指定施設で行う投票は、不在者投票です。）										
期日前投票の場所	○ いずれの期日前投票所でも投票できます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期日前投票所</th><th>期間・時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安芸高田市民文化センター ※クリスタルアージュ1階</td><td>10月24日(金)～11月8日(土) ※期間中の土日・祝日も投票できます。 午前8時30分～午後8時まで</td></tr> <tr> <td>安芸高田市八千代支所</td><td rowspan="5">11月3日(月)～11月8日(土) ※午前8時30分～午後8時まで</td></tr> <tr> <td>安芸高田市美土里支所</td></tr> <tr> <td>安芸高田市高宮支所</td></tr> <tr> <td>安芸高田市甲田支所</td></tr> <tr> <td>安芸高田市向原支所</td></tr> </tbody> </table> ※お太助ワゴンは、土日を除く月曜～金曜の運行ですので、お太助ワゴンを利用して期日前投票をされる方はご注意ください。	期日前投票所	期間・時間	安芸高田市民文化センター ※クリスタルアージュ1階	10月24日(金)～11月8日(土) ※期間中の土日・祝日も投票できます。 午前8時30分～午後8時まで	安芸高田市八千代支所	11月3日(月)～11月8日(土) ※午前8時30分～午後8時まで	安芸高田市美土里支所	安芸高田市高宮支所	安芸高田市甲田支所	安芸高田市向原支所
期日前投票所	期間・時間										
安芸高田市民文化センター ※クリスタルアージュ1階	10月24日(金)～11月8日(土) ※期間中の土日・祝日も投票できます。 午前8時30分～午後8時まで										
安芸高田市八千代支所	11月3日(月)～11月8日(土) ※午前8時30分～午後8時まで										
安芸高田市美土里支所											
安芸高田市高宮支所											
安芸高田市甲田支所											
安芸高田市向原支所											
投票手続	①受付（入場券にある宣誓書を記入して持参（無い場合はその旨を申し出てください。）） ②選挙人名簿との照会（入場券がない場合は宣誓書へ必要事項を記入します。） ③投票（選挙期日の投票所における投票と同様です。）										
選挙権認定の時期	選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定されます。したがって、期日前投票を行った後、県外転出・死亡等の事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われます。 また、18歳に到達する前に投票を行う場合は、選挙権が発生する前なので、不在者投票を行うことになります。										

4 不在者投票制度

(1) 指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や、老人ホーム、身体障害者支援施設など法令で定められた施設に入院、入所中の有権者は、指定施設での不在者投票ができます。

不在者投票の場所	入院・入所している指定病院又は指定老人ホーム等
投票期間	選挙期日の告示日の翌日（10月24日）から 選挙期日の前日（11月8日）まで
投票時間	その施設の不在者投票管理者にお問い合わせください。
投票手続	選挙管理委員会又はその施設の不在者投票管理者にお問い合わせください。

(2) 滞在先の選挙管理委員会での不在者投票

出張などで、安芸高田市以外の市区町村に滞在している有権者は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票ができます。

不在者投票用紙等の請求先	安芸高田市選挙管理委員会 (〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地)
請求に必要な書類	①不在者投票宣誓書兼請求書（郵送可） ②転出者の場合は、いずれかの市区町村が発行する「引き続き広島県の区域内に住所を有する旨の証明書」（交付手数料は無料）を添付するか、請求書に「広島県の区域内に引き続き住所を有している」ことの確認を受ける旨を記載して請求してください。 (詳細は当該選挙管理委員会に確認してください。)
請求できる期間	選挙期日の告示日より前からでも請求可能です。ただし、投票用紙・封筒等の発送は、告示日の前日以降です。
投票の記載場所	滞在先の市区町の選挙管理委員会（事前に、その選挙管理委員会へ連絡し、場所や投票できる時間を確認してください。)
投票手続	①安芸高田市選挙管理委員会から郵便によって交付された不在者投票証明書・投票用紙・不在者投票用封筒を持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ行きます。 ※不在者投票証明書の封をあけると、投票することができなくなりますので、封をあけずにお持ちください。 ②滞在先の選挙管理委員会の指示に従って投票します。 ③投票は、滞在先の選挙管理委員会へ渡します。 《滞在先の選挙管理委員会が、安芸高田市選挙管理委員会へその投票を送付します。》
投票期間と投票できる時間	選挙期日の告示日の翌日（10月24日）から選挙期日の前日（11月8日）までの間、その選挙管理委員会の業務時間内に投票できます。（ただし、選挙期日において、投票所が閉鎖される時刻までに、不在者投票をその選挙人の投票区投票所へ送致する必要がありますので、できるかぎり早く投票してください。)

(3) 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの有権者の内、障害等の程度が「郵便等による不在者投票ができる場合」のいずれかに該当する方は、郵便等による不在者投票ができます。（ただし、「郵便等投票証明書」の交付を受けている人に限ります。）

不在者投票用紙等の請求先	安芸高田市選挙管理委員会 (〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地)
請求に必要な書類	①本人が署名した請求書 ②郵便等投票証明書
請求できる期間	①選挙期日の4日前(11月5日(水))まで。 ②選挙期日の告示日より前からでも請求可能です。ただし、投票用紙・封筒等の発送は、告示日の前日以降です。
投票の記載場所	自宅等の現在いる場所
投票手続	投票用紙・封筒等とあわせて、選挙管理委員会から投票方法の説明文をお送りします。
投票期間	選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日まで。 (ただし、選挙期日において、投票所が閉鎖される時刻までに、不在者投票をその選挙人の投票区投票所へ送致する必要がありますので、できるかぎり早く投票してください。)

(郵便等による不在者投票ができる場合)

手帳等の種類	障害等の種類	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	1級か2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級か3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※ 郵便等投票証明書の交付手続きについては、できるだけ早く選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票用紙への記載や手続きに必要な署名は、選挙人本人の直筆でなければなりません。しかし、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、障害の程度が次に該当し、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ市の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に代理記載させることができます。

身体障害者手帳	上肢・視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障害	特別項症～第2項症
これ以外の方は、投票及び手続きに必要な署名を選挙人自らが直筆で記載しなければなりません。		

(4) 安芸高田市選挙管理委員会での不在者投票

選挙当日までには18歳に達するものの、都合により18歳に達する前に投票をする場合は、安芸高田市選挙管理委員会での不在者投票ができます。

不在者投票の場所	安芸高田市役所（本庁）選挙管理委員会事務局 (支所や期日前投票所では受付できません。)
投票期間	選挙期日の告示日の翌日（10月24日）から 選挙期日の前日（11月8日）まで
投票時間	午前8時30分～午後8時まで

5 選挙公報の配布について

選挙公報は新聞折込で配布します

※「選挙公報」とは、候補者の氏名や政党等の名称、政見等を掲載した文書で、その選挙の管理執行機関が発行するものです。（このたびの広島県知事選挙においては、広島県選挙管理委員会が発行します。）

- ◎ 選挙公報の配布時期は、**10月28日頃**の予定です。
- ◎ 市役所本庁及び各支所にも配置します。

新聞を購読されていない方や、新聞折込が入らない地域の方へは、郵送しますので、送付先を事前に選挙管理委員会または最寄りの支所へご連絡ください。

選挙についてのお問い合わせは、
市役所内の安芸高田市選挙管理委員会事務局へ
電 話：0826-42-1136
0826-42-2111（市役所代表）
お太助フォン：42-1136
e-mail：senkyo@city.akitakata.jp

6 開票

場所：安芸高田市民文化センター2階文化ホール

日時：11月9日（日）午後8時から

